

## 5. 方法書に対する意見の概要と事業者の見解

### 5.1 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書は、「奈良県環境影響評価条例」（平成10年奈良県条例第11号）第7条に基づき、平成29年9月28日から平成29年10月27日まで（土日祝日を除く）縦覧に供し、公告の日から平成29年11月10日まで意見を求めたところ、条例第8条に基づく環境の保全の見地からの意見書の提出が12通、意見数は28であった。

これらの意見を整理し、条例第8条に基づき意見の概要をとりまとめるとともに、事業者の見解を整理し、表 5.1-2に示す。

表 5.1-1 分類ごとの意見数

分類	意見数
環境の保全の見地からの意見	
1. 事業計画	4
2. 地域概況	2
3. 大気質	9
4. 水質、底質	1
5. 景観、文化遺産	4
[参考] 環境の保全の見地以外からの意見	
(1) 建設候補地の選定と断層に関する意見	8
合計	28

表 5.1-2(1) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
1 事業計画	1	<p>粗大・リサイクル施設に関して、プラスチック製容器等を圧縮する工程で発生するVOC(揮発性有機化合物)を建屋内の設備で処理や濃度管理を行うことで対策を講じる旨が要約書23頁にある。VOC(揮発性有機化合物)である、イソシアネート、シアン、アセトニトリル、アクロレイン、酸化エチレン、水銀蒸気等によって杉並病や寝屋川病を発生させたと考えられているが、そのような公害を発生させない施設とはどのような施設なのか、また、フィルターや排水処理で何の物質が吸着できるか等を住民に説明すべきである。</p>	<p>粗大・リサイクル施設では、プラスチック製容器包装及びペットボトルについては圧縮梱包のみを行い、最終的な粉碎作業等の処理は行いません。</p> <p>また、破碎作業は全て施設内で行い、プラスチック製容器包装等を圧縮する工程で発生する微量VOCについては、活性炭フィルターを設置することで対応いたします。</p>
	2	<p>リサイクルセンターの環境評価が欠如している。</p> <p>配慮書についての住民意見に対する事業者の見解では、「杉並病で話題になったプラスチックの処理に伴う健康影響については、公害等調整委員会では、問題が起こった前後を比較し、健康不調や異臭等の訴えが改善していることから、因果関係を推認した事例で、排水処理及び換気系への対応不備が要因であるとして、改善前の状況について一部容認された事例です。すなわち、不燃ごみ中継施設が一般論として健康被害を必然的に引き起こすとされる事例ではありません。」と述べられている。</p> <p>第2の杉並病を起こさないためにも、プラスチック製容器等の圧縮工程から発生するイソシアネート・シアン・アセトニトリル・アクロレイン・酸化エチレン等の化学物質についての分析や風洞実験を実施することが重要である。</p>	<p>粗大・リサイクル施設では、プラスチック製容器包装及びペットボトルについては圧縮梱包のみを行い、最終的な処理（粉碎作業等）は行いません。</p> <p>また、破碎作業は全て施設内で行い、プラスチック製容器包装等を圧縮する工程で発生する微量VOCについては、活性炭フィルターを設置することで対応いたします。(1と同じ)</p> <p>粗大・リサイクル施設の稼働による粉じん等について環境影響評価を行います。さらに稼働後の大気質等に関する情報公開なども行う予定です。</p>

表 5.1-2(2) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
1 事業計画	3	<p>約60年先までの新ゴミ焼却炉の稼働を考慮すると、処理方式については、ダイオキシン類を排出せず、焼却灰が発生しない最新鋭のガス化溶融炉を導入すべきである。そのような施設とすることで、大阪湾(フェニックス計画)や山添村への埋立て処理の必要がなくなり、焼却灰処分費用が不要となる。また、煙突が不要となるため、景観に関する課題が解決できると考える。</p>	<p>ごみ処理方式については、組合が平成29年度に設置した有識者や地元自治会等で構成する新ごみ処理施設整備検討委員会において、環境面を含め、地域の条件、維持管理性、経済性、安全性などを考慮して検討し、焼却方式のうちストーカ式もしくは流動床式を選定しました。</p> <p>また、景観については、大気質等の影響も勘案したうえで、可能な範囲で建物を低くするとともに、周辺の山並みに調和した形状、色彩、デザインとすることや外周部への高木の植栽で保全対策を実施します。</p>
	4	<p>施設建設に伴い、国道169号線の名阪国道天理インターの交差点のさらなる渋滞や大気汚染の悪化が考えられるため、現状の交通量調査が必要ではないのか。</p>	<p>ごみ収集車及び工事用車両の主要走行ルートにて交通量の調査を実施し、道路沿道大気質、騒音及び振動の予測に用います。</p> <p>なお、天理インター交差点の現在の出入り交通量は国道169号で約17,000台/日、名阪国道側道(県道51号)では約12,000台/日です。これらに対して、本事業の廃棄物搬入車両台数は最大でも往復240台/日、1%未満の割合であり大気汚染や渋滞の悪化は問題となるレベルではないと考えています。</p>

表 5.1-2(3) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
2 地域概況	5	<p>方法書の地域の概況において、大気質の光化学オキシダント、微小粒子状物質、騒音・振動の苦情、悪臭の苦情、河川の水素イオン濃度、地下水の硝酸性・亜硝酸性窒素の未達成が報告されている。これらの項目の未達成状況を改善する計画を提示し、かつ早急に対策すべきである。</p> <p>(同種意見 計2件)</p>	<p>環境の状況については、既存の調査地点での結果を整理しています。丹波市小学校で計測されている光化学オキシダントや浮遊粒子状物質については、全国的に達成率が低い状況であり、本事業での対応のみで解決する問題ではありません。</p> <p>なお、奈良県光化学スモッグ緊急対策要領により、注意報以上が発令された場合は、排ガス量を減少する措置を検討します。</p>

表 5.1-2(4) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
3 大 気 質	6	大気質の調査地点について、対象事業実施区域の北西50m以内の地形が谷になっていることから、風向が集中すると思われる。そのため、500m以内に調査地点を1箇所追加するべきである。	ご指摘のような地形の特徴や、既存の風のデータ、住居等土地利用状況を考慮して、周辺地域に6地点の調査地点を設けるほか、近傍地点の代表的状況を把握するため対象事業実施区域内においても調査を行いました。
	7	通常、南風は障害物のない盆地の中心に向かう石上町、田部町、三島町の方向に常態化して多く吹いていると感じます。この方向は、旧長谷街道沿いの旧家や天理駅の近辺であり、民家が密集していることを考えると、一般環境大気質調査地点の南の地点と西の地点の間が離れているため、この間に位置している祝徳公民館での調査を追加してほしい。もしくは、豊田公民館が山沿いに近い場所であり、風向風速の測定に支障をきたすことから、祝徳公民館に移動してほしい。	北寄りの風が吹いたときの影響を評価するために、南側の調査地点が必要です。南側で住居等が分布している地域の代表点として、豊田公民館で調査を行ないました。 なお、ご指摘の祝徳公民館は西側に存在しているため、地点3の櫛本幼稚園の調査結果で代表できると考えています。また、予測評価は祝徳公民館の場所における着地濃度も把握できるように平面計算を行いました。
	8	大気汚染物質については、総発生量及び0.5、1、2、3kmでの着地濃度を公表すべきである。計画焼却ごみ量284t/日に対して、排ガス中ダイオキシン濃度が国の基準値0.1ngTEQ/Nm3の場合、年間のダイオキシン排出量は32百万ngTEQ/年となり、一日の耐容摂取量(TDI)からみて33万人に被害を与える量である。 環境基準では、煙突から均等に拡散・降下した場合は健康が維持される濃度だとされるが、排出されたダイオキシンは岩屋・機本の風向きや谷筋の気流によって偏在し、濃度の高くなる場所が出てくる。これらについては、風洞実験等を行い、大気汚染物質の偏在場所を示したうえで、アレルギー体質の人々にアンケート調査をして、被害者をゼロにするべきである。	大気汚染物質の総排出量（年間の量）については、排ガス諸元（量や濃度）の検討を進めて設定した上で準備書に記載しました。 また、着地濃度は平面分布が把握できるように予測地域を格子状に計算しますので、各距離、各方向の予測値を求め、準備書に記載しました。 予測値を国の環境基準と対比して評価しますが、たとえばダイオキシン類の環境基準は一日耐用摂取量を基本に安全率も考慮して定められていますので、これを満足することで健康に影響はないものとなります。 なお、地形の影響についてもご指摘をいただきましたが、準備書で行う予測は地形も考慮しました。

表 5.1-2(5) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
3 大気質	9	一般環境大気質の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び粉じん等の調査は、一週間連続測定を四季となっているが、四季以外にも雨季や乾季、季節風の強い時期等が存在するため、調査期間は一年間とするべきである。	<p>ごみ焼却施設に係る環境アセスメントのマニュアル、技術指針に基づき、四季に各一週間の調査を行いました。調査期間は台風など特異な天候となる時期を避けて設定しました。</p> <p>このような現地での実測調査のほか、奈良県が継続して行っている常時監視測定局（天理局、田原本局）等の既存測定データと合わせて、地域の大气環境の状況を把握しました。</p>
	10	粗大・リサイクル施設建設候補地は、名阪国道の自動車からの排気ガス及びシャープの工場からの排気ガスの影響を強く受ける場所であるため、一般環境大気質の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び粉じん等の調査地点に追加するべきである。	粗大・リサイクル施設建設候補地近傍については、本事業の影響は廃棄物搬入車両、工事用車両といった自動車排ガスに着目し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物を測定しました。
	11	焼却施設建設予定地から2～3kmには病院や学校等の施設や農地が存在する。煙突の高さ次第では、これらの地域に有害物質が高濃度で飛来する可能性があることから、2～3kmの範囲にも調査地点を設け、排ガスの総発生量を示したうえで、施設からの距離ごと（0.5、1、2、3km）の着地濃度を示す必要がある。	<p>大気汚染物質の総排出量（年間の量）については、排ガス諸元（量や濃度）を今後検討し設定した上で準備書に記載しました。</p> <p>また、着地濃度は平面分布が把握できるように予測地域を格子状に計算し、各距離、各方向の予測値を求め、準備書に記載しました。予測地域内の病院や学校等の場所での着地濃度も平面予測結果から把握できます。</p>
	12	現況と施設稼働後の測定データとの比較を行ってほしい。また、施設の稼働までに数年かかるので、天理市民だけでなく、周辺地域(奈良市、大和郡山市、田原本町、桜井市)まで影響を与えることがないような設備を設けてほしい。	<p>現況調査を実施し、準備書にて予測及び評価結果を記載するとともに、施設の稼働後は事後調査も実施することで、現況データとの比較を行うことができます。</p> <p>また、周辺地域に影響が出ないような施設とするため、有識者や地元自治会等で構成された新ごみ処理施設整備検討委員会にて、排ガスの自主基準値は、最新施設の数値と同等の基準値としました。</p>

表 5.1-2(6) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
3 大気質	13	<p>新ごみ処理施設候補地周辺の学校等の施設への影響を把握するには、大気質等の調査地点は少なすぎる。また、現状の状態を正しく把握するために、調査期間は最低でも一年間は必要である。</p>	<p>大気調査地点の設定にあたっては、既存資料調査に基づいて、地域の風特性、地形、住居等土地利用等を考慮して周辺地域に設定したほか、対象事業実施区域内においても近傍の代表的な大気環境を把握する地点としました。</p> <p>また、現地調査の調査期間は四季に各一週間とするとともに、奈良県が継続して行なっている常時監視測定局（天理局、田原本局）等の測定結果も収集し、あわせて大気環境の現状を把握しました。</p> <p>このような考え方は、ごみ焼却施設に係る環境アセスメントのマニュアル、技術指針に沿ったものです。</p>
	14	<p>南方向の調査地点である豊田公民館は、東側の山並みに近く風速が弱められることから、石上町や田部町に調査地点を追加または移動する必要がある。</p>	<p>北寄りの風が吹いたときの影響を評価するために、南側の調査地点が必要です。南側で住居等が分布している地域の代表点として、豊田公民館で調査を行ないました。</p> <p>なお、ご指摘の石上町と田部町の主な住居地域については、焼却施設から西側から南西側にあるため、地点3の櫛本幼稚園の調査結果や常時監視測定局である天理測定局の調査結果で代表できると考えています。また、予測評価は石上町や田部町における着地濃度も把握できるように平面計算を行いました。</p>

表 5.1-2(7) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
4 水質 底質	15	底質における土壌環境基準項目及びダイオキシン類の調査について、平水時1回となっているが、溜池を干す時期（冬期）は、溜まったヘドロや名阪国道及びシャープの工場からの排気ガスの影響を強く受けるため、農作物への風評被害防止及び安全の証明のためにも冬季の調査も実施すべきである。	底質の性状は季節による変化が小さいため、1回の調査としました。 なお、本事業で発生するプラント排水及び生活排水は、両施設とも公共下水道へ排水することによってため池や水路に流さない計画としました。



表 5.1-2(8) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
5 景観、 文化遺産	16	<p>焼却施設予定地の東側の道路が、奈良マラソンのコースとなっているため、人と自然との触れ合い活動の場の調査地点に追加すべきである。また、奈良マラソン開催前の11月には、ランニングをする選手が特に増加するため、利用状況及び利用環境の調査を2季（春季・11月）にも実施すべきである。</p> <p>また、調査地点は3地点となっているが、ゴミ処理施設候補地の東隣の歩道付近も調査すべきであり、4地点での調査を要望します。</p>	<p>奈良マラソンやその練習は一時的なイベントであるため、奈良県環境影響評価技術指針マニュアルに従って、人と自然との触れ合い活動の場の調査対象とはなりません。</p> <p>ただし、ご指摘を踏まえ、現地踏査を行い、焼却施設建設区域の周辺道路における奈良マラソン開催時の利用状況を把握しました。</p>
	17	<p>新ゴミ処理施設建設予定地は、大和青垣山国定公園の麓にあり、歴史的に貴重な遺跡が多く存在する。施設建設予定地では、文化財の発掘調査も実施している状況であるが、施設の運用に伴い、道路や排水設備等のインフラ整備も行うことから、その整備範囲も含めて文化財の確認を行う必要がある。また、それらの範囲を含めた文化財発掘調査の結果を公表・説明すべきである。（同種意見 計2件）</p>	<p>施設の運用に伴う道路や排水設備等の整備予定地は、全て建設予定地内ですので、過去の開発行為の際に、文化財の発掘調査、記録保存及び撤去を実施済みであり、既に新たな埋蔵文化財は存在しないと確認しているところです。</p>
	18	<p>大和青垣山国定公園地域は、笠置山地に属する大和高原西辺の春日断層崖とその麓で大和盆地の東辺を南北に連なっており、公園北部の春日山原始林及び南部の天神山(与喜山)暖帯林等は、天然記念物指定されるほどの自然である。</p> <p>また、それらの地域では、大和における古代文化が育成・産出され、古墳時代から奈良時代にかけての史跡や文化財が多く残されており、保存及び活性化を図らなければならない。それらの貴重な財産を損壊しないためにも、新ゴミ処理施設の建設について、大和青垣山国定公園の景観としてふさわしいものかどうかを、アンケート等を実施することで、住民に諮るべきである。</p>	<p>対象事業実施区域周辺の主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地点からの景観は、準備書においてフォトモンタージュ等を作成し、事業者の実行可能な範囲内でできる限り景観に係る環境影響が回避または低減されているかどうかについての見解を明らかにすることにより評価しました。</p>

表 5.1-2(9) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
(1) 建設候補地の選定と断層に関する意見	19	奈良盆地東縁断層帯による地震発生に伴う土壌や地盤の変動、排水・農業用水路の流路の変化、大気汚染物質の排出、焼却遅延による廃棄物の滞留等の影響を評価のみならず、道路やユーティリティー設備の耐震基礎工事等によって引き起こされる農業や衛生の環境破壊、埋蔵文化財の損失等の影響も評価したうえで、現在の建設候補地での建設が正しいかどうかを検討すべきである。	ごみ焼却施設は、国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」により、震度7相当の地震に耐えられる基準で設計することとされており、東日本大震災や阪神・淡路大震災程度の地震があった場合においても、大規模な補修をすることなく機能を確保できることが図られている施設であり倒壊等の危険はないと考えます。
	20	施設建設候補地は、奈良盆地東縁断層帯の地震の影響は避けられない。地震が起きた場合は、隆起が発生すると予測されており、断層帯での施設建設には十分慎重になる必要があるとともに、断層の調査を的確に行われなければならない。 また、徳島県の「県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」のように、断層帯での建設に関しては厳しい歯止めが必要である。 このような状況の中、奈良盆地東縁断層帯の中を建設候補地としていることから、環境影響評価項目において断層の調査を追加すべきである。(同種意見 計2件)	活断層による施設の破損やそれによる稼働停止が懸念されるため、トレンチ調査を実施し、その結果について平成30年12月2日に住民説明会を実施しました。 トレンチ調査の結果から、文献資料で示された推定活断層（和爾断層）である活断層は施設用地内には通過していません。壁面に露出する断層は地震の揺れで生じた液状化によりできた地割れの類であり、焼却施設に影響を与える断層でないと判断されます。したがって、耐震性を確保した安全な施設を建設することが可能な敷地であると結論づけられます。
	21	施設建設予定地では地震に見舞われる可能性があることから、市民の防災活動や地震への備えが行えるような情報を公開する必要がある。また、断層の位置を提示し、ため池や用水路の決壊や生活及び自然環境等の2次、3次災害の発生に備える必要がある。	業務継続や停電等の対策を含めた「災害対策マニュアル」を維持管理者や有識者の協力を得て施設稼働までには作成します。
	22	トレンチ調査を行うとのことだが、トレンチ調査の箇所を決めるため、反射法探査を東西、南北に数回実施すべきである。反射法探査による物理探査により断層を広域に把握でき、トレンチ調査やボーリング調査の適正な箇所を見極められるため、計画書を公表のうえ実施すべきである。	トレンチ調査は対象事業実施区域（焼却施設）の地下の状況を的確に判断できる手法で行い、その結果について平成30年12月2日に住民説明会を実施しました。また、組合ウェブサイトにも公表します。

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

表 5.1-2(10) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
<p>(1) 建設候補地の選定と断層に関する意見</p>	23	<p>施設建設予定地付近には断層が通っているが、施設の建屋や設備及び職員を守る必要があるため、直下型地震の形跡を把握するための弾性波探査及びボーリング調査を要望する。</p>	<p>活断層による施設の破損やそれによる稼働停止が懸念されるため、トレンチ調査を実施し、その結果について平成30年12月2日に住民説明会を実施しました。</p> <p>トレンチ調査の結果から、文献資料で示された推定活断層（和爾断層）である活断層は施設用地内には通過していません。壁面に露出する断層は地震の揺れで生じた液状化によりできた地割れの類であり、焼却施設に影響を与える断層でないと判断されます。したがって、耐震性を確保した安全な施設を建設することが可能な敷地であると結論づけられます。（20と同じ）</p>
	24	<p>施設建設予定地は、奈良盆地東縁断層帯の地震の影響は避けられないにもかかわらず、「大規模災害時に備え、防災拠点機能を備える施設となるよう計画する」とするのは、非常識である。</p> <p>豪雨・地震等の大規模災害時には、大きな被害が発生する中で、断層付近に防災拠点を計画するのは、間違っている。また、災害の源に防災拠点を建設するためには、強固な基礎工事が必要で、それによって埋蔵文化財を破壊することになる。以上の危惧に堪えられる根拠を公表・説明すべきである。</p>	<p>ごみ焼却施設は、国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」により、震度7相当の地震に耐えられる基準で設計することとされており、東日本大震災や阪神・淡路大震災程度の地震があった場合においても、大規模な補修をすることなく機能を確保できることが図られている施設です。</p> <p>また、焼却施設建設予定地では過去に開発にあたり、文化財の発掘調査を実施した上で、記録保存を行い撤去済みであり、新たな埋蔵文化財は存在しないと確認しているところです。</p>

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

表 5.1-2(11) 方法書についての住民意見の概要及びそれに対する事業者の見解

分類	No.	内容	事業者の見解
(1) 建設候補地の選定と断層に関する意見	25	<p>政府は阪神大震災を機に長さ20km以上、マグネチュード7以上の大地震の恐れがある約100の断層を主要活断層として評価している。その中には奈良盆地東縁断層帯活断層が含まれ、M7.4程度の地震が30年以内に起こる確率が0～5%と発表されている。また、近畿の主な活断層の中でも確率が2番目に高いと報告されている。このような断層帯上に施設を建設するリスクを考えると、環境影響評価項目に活断層の調査項目を追加すべきである。</p>	<p>ごみ焼却施設は、国土交通省「官庁施設の総合耐震計画基準」により、震度7相当の地震に耐えられる基準で設計することとされています。</p> <p>建設にあたっては、地震等による施設の破損やそれによる稼働停止が発生しないよう、トレンチ調査を実施し、その結果について平成30年12月2日に住民説明会を実施しました。</p> <p>トレンチ調査の結果から、文献資料で示された推定活断層（和爾断層）である活断層は施設用地内には通過していません。壁面に露出する断層は地震の揺れで生じた液状化によりできた地割れの類であり、焼却施設に影響を与える断層でないと判断されます。したがって、耐震性を確保した安全な施設を建設することが可能な敷地であると結論づけられます。(20と同じ)</p>

[参考] 環境の保全の見地以外からの意見

## 5.2 方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

「奈良県環境影響評価条例」（平成10年奈良県条例第11号）第10条に基づき、審議会の意見を聴くとともに、天理市長、奈良市長及び大和郡山市長の環境の保全の見地からの意見を勘案し、平成30年2月26日に奈良県知事意見が出された。

方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解は、表 5.2-1に示すとおりである。

表 5.2-1(1) 方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
1. 大気質	上層気象の調査について、調査期間を年4季、7日間の調査としているが、観測条件を十分検討した上で、調査・予測・評価を実施すること。	上層気象調査は季節的な変動を把握できるよう、4季調査を実施しました。また、これらの観測条件を踏まえて予測・評価を実施しました。 具体的には「第7章 7.1 大気質 p235～」に記載しました。
	施設の稼働による粉じん等について、粗大・リサイクル施設において予測・評価を実施すること。	粗大・リサイクル施設については、類似施設の調査事例や、粉じん対策の内容を踏まえ、予測・評価を実施しました。 具体的には「第7章 7.1 大気質 p306～」に記載しました。
2. 騒音・振動・低周波音	騒音・振動の調査地点について、敷地境界、民家等との距離・位置関係を準備書に記載すること。	騒音・振動の調査地点について、敷地境界、民家等との距離・位置関係が分かるように「第7章 7.2 騒音 p321、7.3振動 p371」に記載しました。
	低周波音の調査について、周辺民家近傍の現況を十分調査した上で、予測・評価を実施すること。	低周波音の調査については、周辺民家近傍となる敷地境界の調査地点で調査を実施しました。また、類似施設の調査事例や、低周波音対策の内容を踏まえ、予測・評価を実施しました。 具体的には「第7章 7.4 低周波音 p408～」に記載しました。
3. 水質	降雨時における水質調査について、強い雨が降ると予測される条件でも、予測・評価を実施すること。	降雨時の水質調査は20mm/h以上の強い雨が降る条件で実施しました。また、台風等の予想される場合の環境保全措置も含めて予測・評価を行いました。 具体的には「第7章 7.6 水質 p433～」に記載しました。

表 5.2-1(2) 方法書についての知事意見及びそれに対する事業者の見解

区分	知事意見	事業者の見解
4. 動物・植物・生態系	魚類底生動物の調査地点について、選定理由を準備書に記載すること。	魚類・底生動物の調査地点について、選定理由を「第7章 7.8 動物 p448～」に記載しました。
	植物の調査について、湿地及びため池の中の水草類についても調査を実施すること。	植物調査は、湿地及びため池の中の水草類についても調査を実施しました。
5. 景観	景観デザインについて、完成形の配慮事項を整理し、準備書に記載すること。	景観の予測・評価では、最終的なデザインに反映できるよう、環境配慮事項を「第7章 7.11 景観 p531」に記載しました。
6. その他の事業計画	煙突の高さについては、自主規制値を十分達成できる条件で、景観にも配慮し、決定すること。	煙突の高さについては、大気環境影響、景観影響といった環境の側面のほか、経済性など多面的に総合検討を行い、最終的には大気質に関する配慮を重視することで、有識者や地元自治会等で構成された新ごみ処理施設整備検討委員会において59mで決定しました。